

新国際秩序と地域共同体の可能性（上）

第三世界や非同盟運動について、積極的な調査や提言をしているトリコンティネンタル社会研究所がキューバの国際政策研究センターと共同で研究をすすめる政策文書を発表しています。以下に紹介する論文「**新国際秩序における主権、尊厳、地域主義**」もその一つで、アメリカ極主義から多極世界に向かう世界の潮流と、地域の平和共同体（地域主義）の歴史と現状、可能性を詳細に分析しています。この中で特に、米国や西側諸国が主張する「法に基づく世界秩序とは何か」をとりあげ、米国覇権を維持するためその支配に従わない諸国を制裁するための手段であり、国連憲章とは無縁の違法な体制だと批判しています。長く植民地主義と米国の干渉支配とたたかってきたキューバからならでは視点で、未来を見据えた世界展望が展開されています。（翻訳者）

トリコンチネンタル

2023年3月14日

[Sovereignty, Dignity, and Regionalism in the New International Order \(thetricontinental.org\)](https://thetricontinental.org)

序文「現代の戦争と平和」(略)

ホセ・R・カバニャス・ロドリゲス（国際政策研究センター所長）

はじめに（米国覇権のゆらぎと新たな秩序への胎動）

2003年のイラク戦争と2007-08年の世界金融危機以来、米国は非常に不安定な状態に入った。外交から軍事まであらゆる手段を駆使して覇権を維持しようとしているが、自ら矛盾を生み出している。その背景には、ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体（CELAC）からユーラシア大陸の上海協力機構（SCO）まで、さまざまな**地域機構による自己主張の試み**がある。

これら試みは、（米国覇権の基礎となっている）「ワシントン・コンセンサス」や「IMF・ウォール街・ドル複合体」（の支配）から離れるという政治的合意を進めながら、米ドルの使用や米国が支配する金融チャンネルを回避して**代替の貿易・金融体制を作ろうとするものだ**。

中国が経済的・政治的に台頭したことで、これらの地域が米国からの相対的な独立性を維持することができるようになった。「一帯一路」構想などは、米国が支配する貿易・開発ネットワーク（IMF が中心）に代わる選択肢を途上国に提供している。中国のほかブラジルやインドといった「南の世界」の台頭に刺激をうけて、多くの新しい開発思想や理論が生まれた。

その代表が「多極化」という概念である。それは、世界は米国が圧倒的な力を持つ一極システムから、米国や中国など複数の極を持つ多極化に移行しつつあるとする。可能性があるのは世界秩序の二分化ではなく、**非同盟的な視点に基づく地域統合の出現であり、それが新しい国際主義の基盤になっていくであろう。**

この新しい国際主義は、相互尊重の基盤の上に、地域的な貿易システムと安保・政治を相互に尊重しながら実現され、そうすることによってのみ、世界のバルカン化の時代を回避することができるのだ。**増大する国際紛争の中心には、米国主導の「ルールに基づく国際秩序」と、国連憲章（1945年）の精神を取り戻そうとする新たな新興秩序との間の闘いがある。**

（以下に紹介する）政策資料（No. 62）は、キューバの国際政策研究センター（CIPRI）と共同で作成したもので、地域主義や地域間主義（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカによる BRICS 構想など）の現実と将来の可能性について暫定的な分析を行っている。内容の多くは CIPRI とラテンアメリカ社会科学評議会（CLACSO）が主催した第 7 回戦略研究会議（2022 年 11 月）の報告で、**現在の歴史の動きは、対立と不安定をもたらす米国主導の「法に基づく国際秩序」から次第に離れて、国連憲章への回帰へと向かい、憲章の原則を指針として、強固な地域主義と国際主義の新しいシステムを作りつつあると強調している。**

「ルールに基づく国際秩序」とはなにか

国連憲章に基づくものではない

この 10 年間、米国政府は、過去半世紀にわたって作り上げてきた支配のシステ

ムを、「ルールに基づく国際秩序」という言葉を使って表現してきた。この「ルールに基づく国際秩序」は、他のどんな国際システムよりも優れていると、米政府は主張している。しかし、言及されている「ルール」は、1945年の**国連憲章に明記されているものではない。**

国連憲章は、地球上で最も大きなコンセンサスを得ている文書であり、193の国連加盟国が署名し、守るべき義務を負っている。もし米国政府がこの国連憲章を「基づく法」といわないのであれば、何を指しているのか。

この疑問がなぜ重要なのかは、この用語の使われ方を調べてみるとわかる。米政府が「法に基づく国際秩序」というのは、**他国を非難し、自ら宣言した「ルール」の違反者として指定するためである**ことがほとんどである。しかし、その根拠が具体的に説明されることはない。

これらの「ルール」は、正確で一貫した法的定義を持っているわけではなく、特定の場合に米政府の要求と利益に合うように策定される。その要求や利益が変わると、ルールも変わる。要するに「ルール」は米国政府が言うことなら何でもいいのである。

例えば、米国政府は、他国が「ルール」に違反しているという理由で、一方的な制裁を課している。これは、数十年にわたるキューバ封鎖にみられるように、その国が米国の指示に従わないことを理由に国民全体を罰する恣意的な政策である。

この封鎖は、国際法にも国連憲章にも根拠がない。実際、毎年国連で大多数の国と政府がこの残酷な政策を非難する投票を行っている。しかし米国はそれを無視している。米国が主導しておこなわれている制裁や封鎖は、米国政府が国際的な金融と貿易の流れを掌握し、それに他国に従わせるために外交的・軍事的威嚇をおこなう力の行使なのである。

米国にとって、世界の民衆の意見も各国政府の見解も重要ではない。彼らにとって重要なのは、自国の外交政策上の利益を向上させることである。この必要を満

たすために、国際秩序を定義する「ルール」を考案し、一方的な制裁や封鎖、その他あらゆる手段を強制的に適用している。

国際法を選択的に使用

こうした恣意的なルールに加え、米国政府は、国連やその他の場で民主的な議論を経て策定された国際法の規定を、他国を取り締まるために選択的に使用している。たとえば米国政府は国連海洋法条約（1994年）に署名している。しかし上院はこの条約を批准しておらず、結果的に米国政府はこの条約の締約国になっていない。

にもかかわらず、米国はこの条約に基づいて、中国など条約を締結・批准している国の沿岸付近で「航行自由」のための海軍演習を行っている。つまり条約に加盟している中国が主権的権利を主張する海域である南シナ海を、条約を批准していない国、米国が取り締まっているのである。

同様に米政府は、国際刑事裁判所を設立したローマ条約（2002年）の締約国ではない。しかし、この裁判所と国際刑事法（ジュネーブ条約など）を積極的に利用して、自国の敵と見なす人々を訴追している。

米国が批准していない重要な国際条約は枚挙にいとまがない。30以上の条約が米国上院の議場で埃をかぶったまま、実施されることのない投票を待っている。

これらの条約の中には、オタワ地雷禁止条約（1999年）、クラスター爆弾に関する条約（2010年）、武器貿易条約（2014年）といった国際軍備管理体制の中核をなすものや、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1981年）、子どもの権利条約（1990年）、拷問禁止条約選択議定書（2002年）といった国際人権体制の要となるものがある。米国政府に関する限り、これらの条約は、その「ルールに基づく国際秩序」の一部ではない。

批准しても自らは実行をさける

さらに米国は、条約に署名・批准した場合でも、その議定書の遵守を避ける余地を残している。例えば、1945年の国連憲章で設立された国際司法裁判所の管轄権を米国政府は受け入れたが、同裁判所の判決の執行は、米国を含む安全保障理事会の5常任理事国の拒否権に従うことになる。

同裁判所は1986年、米政府がニカラグアの主権を侵害し国際法に違反したと認定し、賠償金の支払いを命じた。これに対し米国は、裁判所の強制管轄権への同意を撤回し、拒否権を行使して判決の執行を阻止した。条約の執行には例外規定や拒否権、管轄権の否定などの制限がある。そのために米国政府は国際法に対する空虚なジェスチャーとして、いくつかの条約に署名・批准することができた。

ディーン・アチソン元米国務長官が1963年、アメリカ国際法学会のキューバに関するパネルで語ったように、「米国の権力、地位、威信」に関わる問題に関しては、「(法律は)適用しない」のである(1)。

さらに、国際的な司法機関が米国政府の行為について調査しようとする、ワシントンはその機関や関係者を脅し、罰する。例えば、2019年に国際刑事裁判所がアフガニスタンにおける全当事者による戦争犯罪の調査を開始した際、米国政府は裁判所関係者に制裁を加え、主任検察官であるファトゥ・ベンソウダのビザを剥奪してニューヨークの国連事務所での証言ができないようにした。彼女の近親者のビザも制限した。(2)

資本主義と主権の侵害

法に優先する資本の論理

なぜ米国は国際法の権威を否定するのか。 国連憲章やその他の国際的取り決めの枠組みがすでに存在しているのに、あえて。

「ルールに基づく国際秩序」と呼ばれる仮面劇の目的は何なのだろうか。明白な事実は、これが自国と領土の主権を守り、自国内で尊厳ある生活様式を開発しようとする民衆運動や政府に対して向けられたものであり、**その目的は、米国の利**

益を促進し、グローバルな多国籍企業、金融業者、裕福な債券保有者の利益を確保するためだということである。

米国主導の秩序は、財産の所有者(資本家)が労働力と自然を搾取する権利を有し、その欲望に制限があってはならないという教義を前提としている。この基準では、資本家は利潤追求のためならどこへでも行き、何をすることも許されるはずであり、そこには人類と自然を消滅の危機に陥れても問題はない。

このような労働力と自然の搾取は、飢餓や気候危機に現れている。**資本主義企業に与えられた無限のライセンスに障壁を設けようとする国は、直ちに非難を浴び、その政府は、制裁、クーデター、あるいはハイブリッド戦争や直接軍事介入などあらゆる手段で、「政権交代」のターゲットとなる。(3)**

過去数百年にわたり、資本主義秩序は世界の大半の国の主権を継続的に侵害してきた。**最初は植民地主義を通じて、次に、独立を主張しようとする国々を罰する一連の新植民地構造の構築を通じて、である。**この新植民地主義的なシステムによって、資本主義的な企業は「南の世界」の国々から社会的な富を引き出すことができた。その富は、本来なら国民の生活環境の改善や自然界との調和のとれた関係の確立に使われるはずだった。

生活環境の改善と自然界との調和は、良識ある社会の二つの優先事項であり、その規範は、狭い意味では、すでに国際機関や国民の意識に浸透している。例えば、現代政府が生活環境を改善する義務は、国連憲章に明記されているほか、さまざまな条約や協定にも定められており、その総意は最近、国連の17の持続可能な開発目標(SDGs)に集約された。これらの目標は、飢餓やホームレスの解消、公共教育や公共交通機関の整備、社会的平等や文化的豊かさの促進など、初歩的な関心事に関連するものである。

現在、発展途上国がSDGsを達成するためには、**4.2兆ドルの資金ギャップ**がある。一方、移転価格や手数料などの金融商品によって、グローバル企業が途上国から巨額の富を吸い上げ、**約36兆ドルが不正なタックスヘイブンに眠っている。(4)**国際通貨基金(IMF)は途上国に対し、社会支出の削減や緊縮財政の圧

力をかけるが、グローバル企業に国内法や国際法を遵守する圧力をかけることはあまりない。

新植民地構造の支配下にある多くの発展途上国は、事実上、自分たちの資源をコントロールすることができない。言い換えれば、真の主権者ではないのだ。そのため、SDG の目標を達成し、尊厳ある世界を創造するために必要な社会的資金を調達したり、差配したりすることができないのである。

このように、米国の「ルールに基づく国際秩序」は、民主主義を促進するための秩序ではなく、労働と自然、人間と地球の両方から搾取する新植民地構造を維持するための秩序なのである。

(下に続く)

(翻訳 小見出しは AALA ニュース編集部)